

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会規程をここに公布する。

2024年5月8日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第2号

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会規程

(趣旨)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程（令和6年4月規程第号）第6条第3項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 総務・施設担当理事
- (2) 教学・学生支援担当理事(3) 研究・地域貢献担当理事
- (4) 学外の有識者
- (5) その他理事長が指名する者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は総務・施設担当理事を、副委員長は研究・地域貢献担当理事をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第4号及び第5号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

7 委員長及び委員は、自己又は自己の配偶者等に係る利益相反に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録の作成)

第6条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、2024年4月1日から適用する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規程の施行後最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2025年3月31日までとする。